

改正後		改正前	
(1) 敷地境界における規制基準		(1) 法第4条第1項第1号に規定する規制基準	
区域区分	敷地境界線における臭気指数	特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度 (単位 p p m)
第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域	12	アンモニア	1
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	13	メチルメルカプタン	0.002
工業地域及び工業専用地域	14	硫化水素	0.02
		硫化メチル	0.01
		二硫化メチル	0.009
		トリメチルアミン	0.005
		アセトアルデヒド	0.05
		プロピオンアルデヒド	0.05
		ノルマルブチルアルデヒド	0.009
		イソブチルアルデヒド	0.02
		ノルマルバレルアルデヒド	0.009
		イソバレルアルデヒド	0.003
		イソブタノール	0.9
		酢酸エチル	3
		メチルイソブチルケトン	1
		トルエン	10
		スチレン	0.4
		キシレン	1
		プロピオン酸	0.03
		ノルマル酪酸	0.001
		ノルマル吉草酸	0.0009
		イソ吉草酸	0.001
(2) 気体排出口における規制基準		(2) 気体排出口における規制基準	
悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号） <u>第6条の2</u> に定める方法により算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。		(1)に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号） <u>第3条</u> に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。	

改正後		改正前		
(3) 排出水における規制基準		(3) 排出水における規制基準		
区域区分	排出水の臭気指数	特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	排出水中の濃度の許容限度（単位1リットルにつきミリグラム）
第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域	28	メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	29		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007
工業地域及び工業専用地域	30		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002
		硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1
			0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02
			0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005
		硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3
			0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07
			0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01
		二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6
			0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1
			0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03

改正後		改正前	